

(様式例)

特定非営利活動法人 祝福の通路 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人祝福の通路という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、以下のことを目的とします。

- (1) 神戸市および周辺地域において、子どもから高齢者まで、すべての世代や障がいの有無を問わず交流し、共に成長し支え合える「第三の居場所」を提供すること。
- (2) こどもの健全育成、青少年教育、親子支援、また年配者の介護支援に至るまで幅広く人々において貢献すること。
- (3) スポーツや音楽やバザー、国際交流等のイベント等を通して地域社会の活発化と交流促進をすること。腹一杯に飯が食える社会、心一杯に愛を受け取れる社会にすること。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こども・青少年支援ネットワーク事業
- (2) 青少年を対象とする第三の居場所事業
- (3) 子育て支援事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 その他納入方法においては理事長において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて

含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとする。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益

- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち他の特別非営利活動法人、または社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第 10 章 雑則

（施行細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	北山 奨
副理事長	清水 翔
理 事	栗田 香恵
監 事	反町 真紀子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 2 7

年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員		
	個人	団体
①入会金	0円	0円
②年会費	4,000円	10,000円
(2) 賛助会員		
①入会金	0円	0円
②年会費	2,000円	10,000円

(様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人 祝福の通路

役 名	氏 ^り 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	きたやま しょう 北山 奨		無
理事 (副理事長)	しみず かける 清水 翔		無
理事	あわた かえ 粟田 香恵		無
監事	そりまち まきこ 反町 真紀子		無

設立趣旨書

1 趣 旨

本法人は、子どもから高齢者まで、すべての世代や障がいを抱える方が交流し、共に成長し支え合う「第三の居場所」を提供することを目的として設立するものである。現代社会においては、家庭や学校、職場以外に安心して過ごし、学び、相談できる場が不足している。特に、当法人の所在地である神戸市の「長田区計画」によれば、子育てしやすい環境づくりや高齢者の活躍の場づくりについて、多くの区民が「十分にできていない」と感じており、地域住民の孤立や世代間の分断が大きな課題となっている。

こうした背景を踏まえ、本法人は、地域に開かれた第三の居場所として、子どもの健全育成支援、子育て中の保護者支援、高齢者支援、障がい者支援、生活相談、学習支援、多文化交流、音楽・スポーツ・文化活動、食の提供を含む交流活動など、多様な事業を展開する。これらの活動は、地域住民の孤立を防ぎ、相互理解を深め、世代を超えたつながりを築くことを目的としており、住民参加型の運営と協働の仕組みを重視しながら、持続可能な地域支援の基盤を形成するものである。

また、本法人の活動は公益性が高く、特定の個人や団体の利益を目的とするものではないため、透明性・信頼性の確保が不可欠である。NPO 法人として法人格を取得することで、地域社会からの信頼が高まり、行政や企業との協働、助成金・補助金の活用、事業受託など、より広範な公益活動を展開できる体制が整う。営利を目的とせず、地域貢献を中心に据える NPO 法人の仕組みは、本法人の理念と最も合致しており、宗教活動とは明確に切り離れた社会福祉・教育・まちづくりの担い手としての公的役割を明確にすることが可能である。

さらに、法人化によって活動の継続性と発展性が高まり、地域との協働基盤が拡充されることで、世代別・分野別の支援を体系的かつ安定的に実施できるようになる。活動拠点の整備、人材育成、長期的な事業計画の構築が可能になり、地域からの信頼と参加を一層促進する。最終的には、子どもから高齢者まで、誰もが孤立せず、安心して集い、つながりを育み、役割を発揮できる地域社会を実現することを目指すものである。

2 申請に至るまでの経過

2018年7月 「青少年を対象とするスポーツスクールの指導及び運営活動」として、フットサルチーム「神戸グローリー」を発足。

2020年8月 「子育て支援事業」として、ママズカフェを開催。

2024年4月 「青少年を対象とする第三の居場所事業」として、コーヒータイムを開始。

2024年5月 「青少年を対象とするスポーツスクールの指導及び運営活動」として、少年野球チームを発足。

2024年7月 「こども・青少年支援ネットワーク事業」として、こども食堂マナを設立

2025年1月 会員間において法人化の意思を確認。

2025年3月 設立総会を開催。

2025年3月16日

特定非営利活動法人 祝福の通路
設立代表者 住所又は居所
氏名 北山樊

(様式例)

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人 祝福の通路

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきた様々なネットワークを活用し、事業内容の拡大をしていきたいと考えています。特に、本年度においてはこども食堂の拡大事業として子育て支援事業や青少年の第三の居場所の設立準備を重点事業とします。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) こども・ 青少年支 援ネット ワーク事 業	「こども食堂マナ」は長田区における子どもの貧困対策と地域の居場所づくりを目的として、食事提供と交流の場として定期的に運営するものである。あわせて、保護者支援・学習支援等を行い、地域の孤立防止と多世代交流を促進し、長田区の地域福祉向上に寄与することを目指している。	4月から 毎週木曜 3月まで計約 46回実施	神戸市長田 区戸崎通 3 丁目 9 番 1 2号 神戸キリス ト栄光教会 2F ホール	長田区 須磨区 住民約 70人/ 回	50,000 円
(2) 青少年を 対象とす る第三の 居場所事 業	「ユースセンター」は高校～大学生を中心とした若者が安全に集い、国際交流と食事を通じて相互理解を深める「居場所づくり」を目的として実施するものである。無料の会食提供により、経済的負担を軽減するとともに、留学生を含む多様な学生の孤立防止と地域との交流促進を図り、若年層のコミュニティ形成に寄与することを目指している。	4月から月に 1回の計12回 実施	神戸市長田 区戸崎通 3 丁目 9 番 1 2号 神戸キリス ト栄光教会 2F ホール	学園都 市の大 学生約 5人/回	10,000 円

(3) 子育て支援事業	「マナくらぶ」は、未就園児をもつ保護者と子どもを対象に、子育て支援を目的とした交流型子育てひろばを定期的に運営するものである。育児不安の軽減と親子の社会的孤立防止を図るため、保護者同士の交流機会の提供、子どもの社会性を育む遊び場の整備、育児に関する学びの機会を実施する。加えて、軽食提供を通じた安心できる居場所づくりを行い、地域における子育て家庭の負担軽減に寄与することを目指している。	4月から月に1回の計12回実施予定	神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号 神戸キリスト栄光教会2Fホール	神戸市内在住保護者5人/回	100,000円
-------------	---	-------------------	--------------------------------------	---------------	----------

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 3月(予定)

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：JEONG HYEIM

事務局スタッフ：若居佑佳

(様式例)

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人 祝福の通路

1. 基本方針

1年目に実施した3つの事業を基盤として、参加者の定着と運営体制の強化を図りながら、事業の安定化と質の向上を重点とする。新規事業の急拡大は避け、既存事業を確実に継続し、必要に応じて規模・回数を調整しながら地域ニーズに応じていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1) こども・ 青少年支 援ネット ワーク事 業	「こども食堂マナ」は長田区における子どもの貧困対策と地域の居場所づくりを目的として、食事提供と交流の場として定期的に運営するものである。あわせて、保護者支援・学習支援等を行い、地域の孤立防止と多世代交流を促進し、長田区の地域福祉向上に寄与することを目指している。	4月から 毎週木曜 3月まで計約 46回実施	神戸市長田 区戸崎通3 丁目9番1 2号 神戸キリス ト栄光教会 2Fホール	長田区 須磨区 住民約 70人/ 回	50,000 円
(2) 青少年を 対象とす る第三の 居場所事 業	「ユースセンター」は高校～大学生を中心とした若者が安全に集い、国際交流と食事を通じて相互理解を深める「居場所づくり」を目的として実施するものである。無料の会食提供により、経済的負担を軽減するとともに、留学生を含む多様な学生の孤立防止と地域との交流促進を図り、若年層のコミュニティ形成に寄与することを目指している。	4月から月に 1回の計12回 実施	神戸市長田 区戸崎通3 丁目9番1 2号 神戸キリス ト栄光教会 2Fホール	学園都 市の大 学生約 10人/ 回	20,000 円

(3) 子育て支援事業	「マナくらぶ」は、未就園児をもつ保護者と子どもを対象に、子育て支援を目的とした交流型子育てひろばを定期的に運営するものである。育児不安の軽減と親子の社会的孤立防止を図るため、保護者同士の交流機会の提供、子どもの社会性を育む遊び場の整備、育児に関する学びの機会を実施する。加えて、軽食提供を通じた安心できる居場所づくりを行い、地域における子育て家庭の負担軽減に寄与することを目指している。	4月から月に1回の計12回実施予定	神戸市長田区戸崎通3丁目9番12号 神戸キリスト栄光教会2Fホール	神戸市内在住保護者10人/回	150,000円
-------------	---	-------------------	--------------------------------------	----------------	----------

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 3月(予定)

②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：JEONG HYEIM

事務局スタッフ：若居佑佳

(様式例) 特定非営利活動法人祝福の通路

令和7年度活動予算書
成立の日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	10,000	50,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	900,000	900,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	940,000	940,000	
受取民間助成金			
4. 事業収益			
こども・青少年支援ネットワーク事業	50,000		
子育て支援事業	100,000	150,000	
青少年の第三の居場所事業	10,000	10,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,050,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	64,534		
法定福利費	0		
役員報酬	0		
人件費計	64,534		
(2)その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	5,000		
印刷費	2,500		
通信費	5,000		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	2,500		
その他経費計	15,000		
事業費計		79,534	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
消耗品費			
印刷費			
通信費	0		
旅費交通費			
光熱水費	0		
保険料			

会議費	2,500		
租税公課	0		
その他経費計	2,500		
管理費計		2,500	
経常費用計			82,034
当期正味財産増減額			1,967,966
設立時正味財産額			200,000
次期繰越正味財産額			2,167,966

(様式例) 特定非営利活動法人祝福の通路

令和8年度活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	10,000	50,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	900,000	900,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	940,000	940,000	
受取民間助成金			
4. 事業収益			
こども・青少年支援ネットワーク事業	50,000		
子育て支援事業	150,000	200,000	
青少年の第三の居場所事業	20,000	20,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			2,110,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	774,408		
法定福利費	0		
役員報酬	0		
人件費計	774,408		
(2) その他経費			
講師謝金	120,000		
消耗品費	60,000		
印刷費	30,000		
通信費	60,000		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	30,000		
その他経費計	300,000		
事業費計		1,074,408	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	40,000		
印刷費	5,000		
通信費	0		
旅費交通費	50,000		
光熱水費	0		
保険料	80,000		

会議費	20,000		
租税公課	0		
その他経費計	195,000		
管理費計		195,000	
経常費用計			1,269,408
当期正味財産増減額			840,592
前期繰越正味財産額			2,167,966
次期繰越正味財産額			3,008,558